

# 募集要項・ご旅行条件

## ■旅行代金に含まれるもの

1. 航空運賃 (エコノミークラス)  
(成田空港施設使用料2,040円、訪問国空港税、燃油サーチャージ、インシュランスサーチャージを含みます)
  2. 宿泊代金: ホテルツインルーム2名様1室利用 バス・トイレ付
  3. 食事代金: 日程表に記載された食事代金 (機内食を除く)
  4. 観光料金: 日程表に記載された観光時のガイド料金、入場料金
  5. 専用バス代金: 日程表に記載された送迎、観光バス料金
  6. 鉄道代金: 日程表に記載された鉄道運賃、特急料金 (Bコースのみ)
  7. 団体行動中の税金、チップ
  8. 手荷物運搬代金: 1名様あたり1個のスーツケースなど (但し寸法および重量は航空会社の規定内。詳しくは係員にお尋ねください。)
- \*上記旅行代金はお客様の都合により一部利用されなくても払戻いたしません。  
\*旅行代金算出基準日: 2009年5月7日

## ■旅行代金に含まれないもの

- 上記「旅行代金に含まれるもの」に記載の無い内容は旅行代金に含まれませんが、旅行参加にあたって通常必要となる費用を下記に例示します。
1. 旅券(パスポート)印紙代: 有効期限5年のもので、11,000円  
有効期限10年のもので、16,000円
  2. 個人的性格の費用: 飲食代、クリーニング代、電話代など
  3. 手荷物超過料金
  4. ホテルを1名様1室利用の場合の追加代金(詳しくはコース別旅行代金の欄をご参照ください。)
  5. 傷害、疾病にかかる医療費
  6. 任意の海外旅行保険料
  7. オプションツアー(希望者のみ参加)代金

## ■お申込締切日 (全ボランティア共通)

- 第1次締切: 6月15日(月)  
第2次締切: 7月31日(金)

コンサート主催 **株式会社 エフエム東京**

イベント企画 **国境なき合唱団チャリティコンサート実行委員会**

旅行企画・実施 **近畿日本ツーリスト(株) 横浜支店**

## お申込方法

参加申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送にて近畿日本ツーリスト宛にお送りください。

参加申込書送付とあわせて、申込金50,000円を下記口座までお振込ください。

**三菱東京UFJ銀行 振込第二支店**  
**普通預金口座 070747**  
**口座名義 近畿日本ツーリスト(株)**

お申込日から10日以内を目安に近畿日本ツーリストから「今後の手続に関するご案内」をお送りさせていただきます。

2009年10月1日までに旅行代金の残金のお振込を完了していただきます。また出発前に近畿日本ツーリストから出発に関する最終のご案内をお送りさせていただきます。

お問い合わせ・お申し込み先

観光庁長官登録旅行業第20号 

## 近畿日本ツーリスト(株)横浜支店

『国境なき合唱団 チャリティコンサート Tour 2009 in Berlin』係  
〒231-0017 神奈川県横浜市中央区港町2-9 関内駅前第2ビル1階

TEL 045-651-1902 FAX045-651-1922

総合旅行業務取扱管理者 藤原 健一、青木 陸信、大原 浩  
担当: 渡部 (わたなべ)、仲田 (なかだ)、荷見 (はすみ)

●営業時間 月~金曜日(09:30~18:00)※土・日・祝日はお休みとなります。

総合旅行業務取扱管理者とは、当支店での取引の責任者です。この旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記総合旅行業務取扱管理者にご相談下さい。パンフレット作成日 平成21年5月7日 0440-0905-0001

協賛 **日本航空**

**株式会社JALブランドコミュニケーション**

後援 **ドイツ観光局**

## ご旅行条件書 (海外旅行)

### ■お申し込み

- (1)申込書に必要事項を記入の上、ご郵送下さい。同時に参加申込金を所定の口座にお振込下さい。(2つが揃った時点で正式にお申し込みとなります。)\*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。
- (2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いが必要です。
- (3)a.旅行開始日に75歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。
- (4)お申し込み時20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。
- (5)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企画・募集実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結ぶことになります。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものと、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- (6)旅行契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
  - ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金等)のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。但し、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合があります。
  - ②通信契約の申し込みの際、会員は申し込み等を行う「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申出頂きます。
  - ③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。但し当該契約の申し込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
  - ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申出の日となります。

### ■お客様が発出される事項

- 海外危険情報について  
渡航先によっては、「外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発表されている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。又、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ: <http://www.pusan.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。
- 渡航先: 「海外危険情報」が発出された場合の備中停止について  
(1)十分注意して下さい。  
通常通り催行致しますが、当社にて渡航情報(危険情報)の書面をお受け取り下さい。契約成立後に取消された場合には、所定の取消料をお支払い頂きます。
- (2)「渡航の是非を検討して下さい」  
当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、原則催行致します。その場合、当社は渡航情報(危険情報)並びに、危険回避措置に関する説明を行い書面を交付致します。書面を受け取り説明を受けた時点で契約解除は取消料を受取致しません。但し、一旦ご予約頂いた後の契約解除の場合は、所定の取消料をお支払い頂きます。渡航中に当該情報が発表された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。

### ●渡航先: 「海外危険情報」が発出された場合の備中停止について

- (3)「渡航の延期をおすすめします」「退避を勧告します」 催行を中止致します。
- 保健衛生について  
渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ: <http://www.forth.go.jp/>でご確認下さい

### ●査証について

旅券(Machine Readable Passport): この旅行には有効期限が2010年1月31日以降まで有効な旅券で、機械読取式旅券(=MRP: Machine Readable Passport)が必要です。

査証(ビザ): 一定の条件を満たしている方は無査証で入国できます。

なお、出入国記録簿等の作成は、別途渡航手続代行料金をいただいております。

### ■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金とします。追加代金とは、「1人1部屋追加代金」「ビジネスクラス追加代金」「3延泊コース追加代金など」といいます。

### ■確定日程表

確定した航空運賃の便名や宿泊ホテル名(及び添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法)などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までにお渡しします。但し、出発の7日前以降にお申し込みの場合は旅行開始日より前に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せ頂ければ手配状況についてご報告致します。

### ■旅行契約内容・代金の変更

- (1)当社が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。又その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の代金は旅行開始日の前日から起算して30日以内かつ15日以前にお知らせいたします。
- (2)奇数人数でお申し込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けることとした旅行において、複数でお申し込みのお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

### ■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかばって30日目から3日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前30日以前以降旅行開始までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金の全額

①当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由による取消料の場合も表記取消料を頂きます。

②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

### ■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料は頂きません。(一部例外)

- ①旅行契約内容に変更の要が生じた場合、重要な変更とは「旅程保証」の頂上~8に定める事項をいいます。
- ②旅行代金が増額された場合、
- ③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合、
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき、

### ■当社による旅行契約の解除

- 次の場合当社が旅行契約を解除することがあります。(一部例外)  
①お客様が数ヶ月前に旅行開始日に記載された最少催行人員に達しなかったとき、この場合旅行開始日の前日から起算してさかばって、23日目に当日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。  
②旅行代金を期日までにお支払い頂けないとき、③申込条件の不適合  
④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。
- 当社の責任  
当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償致します。お荷物に関係する賠償限度額は1人15万円(但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)、又次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。
- 特別補償  
当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)/但し、一個又は一対についての補償限度は(10万円)を支払います。但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われなかった旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とは致しません。

### ■旅程保証

- 旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約について支払われなかった変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0	
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0	
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金率のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0	
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0	
5. 契約書面に記載した本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0	
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は終便への変更	1.0	2.0	
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0	
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0	
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0	

### ■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申出なければなりません。

### ■お客様の交替

お客様が当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払い頂くことにより交替することができます。

### ■海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかる場合があります。又、事故の場合、加害者への賠償請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、又、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせ下さい。

### ■お買物の案内について

お客様の便宜を考慮し、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お土産の選定には万全を講じておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入下さい。当社では、商品の購入や返品のお手配は致しかねますのでラブラブが生じないよう商品の確認及びシートの受け取りなどを必ず行って下さい。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意下さい。その手続きは、お土産店・空港において手続き方法を確認のうえ、お客様ご自身の責任で行って下さい。ワントン条約又は国際諸法により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

### ■事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知下さい。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知下さい。)

### ■個人情報の取り扱いについて

- (1)近畿日本ツーリスト(株) (以下「当社」)及びご旅行をお申し込み頂いた受託旅行者(以下「販売店」)は、旅行申し込みの際にご提出頂いた個人情報について、お客様ご自身の責任でご購入下さい。当社では、商品の購入や返品のお手配は致しかねますのでラブラブが生じないよう商品の確認及びシートの受け取りなどを必ず行って下さい。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意下さい。その手続きは、お土産店・空港において手続き方法を確認のうえ、お客様ご自身の責任で行って下さい。ワントン条約又は国際諸法により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- (2)上記のほか、当社の個人情報取り扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページでご確認下さい。

### ■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。当社旅行業約款は、当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施は致しません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。又旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。